

## 令和4年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和5年2月8日（水）

午後1時50分から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会

大会議室（センタープラザ18階）

令和4年度第3回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和5年2月8日(水) 午後1時50分～午後2時35分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(4名)

理事長 酒井 隆 明 (丹波篠山市長)

副理事長 岡田 康 裕 (加古川市長)

専務理事 福田 庸 二

理 事 浜上 勇 人 (香美町長)

(2) 書面出席(7名)

理 事 森 哲 男 (三 田 市 長) (代理) 国保医療課長 谷 郷 和 貴

蓬 萊 務 (小 野 市 長) (代理) 市民課長 藤 原 周 平

清 元 秀 泰 (姫 路 市 長) (代理) 市民生活部長 室 井 靖 彦

上 崎 勝 規 (洲 本 市 長) (代理) 保険医療課長 中 尾 幸 子

河 野 勝 雄 (兵庫県食品国保組合理事長) (代理) 専務理事 寺 田 利 樹

庵 途 典 章 (佐 用 町 長)

石 井 登志郎 (西 宮 市 長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(7名)

事務局長 永 井 克 典 総務部長 入 江 健 介

審査部長 宮 崎 勝 也 保険者支援部長 細 目 久 一

総務課長 草 田 康 史 財務課長 工 藤 恵

情報システム課長 松 本 嘉 弘

## 5 議 事

### (1) 報告事項

- 報告第7号 兵庫県国民健康保険団体連合会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第8号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第9号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

### (2) 議決事項

- 議案第12号 令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会歳入歳出予算補正について
- 議案第13号 令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会 ICT 積立資産の処分限度額について
- 議案第14号 兵庫県国民健康保険団体連合会財務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第15号 兵庫県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則等の一部を改正する規程の制定について
- 議案第16号 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金規程等の一部を改正する規程の制定について
- 議案第17号 兵庫県国民健康保険団体連合会処務規程の制定について
- 議案第18号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員の定年等の整理等に関する規程の制定について
- 議案第19号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の単価について
- 議案第20号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第21号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会予算について
- 議案第22号 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会退職給付引当資産等の処分限度額について
- 議案第23号 第144回兵庫県国民健康保険団体連合会通常総会の招集について

## 6 会議の概要

|           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 開 会       | 草田総務課長の司会により開会                                         |
| 開会あいさつ    | 酒 井 隆 明 理事長                                            |
| 議 長 選 任   | 規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。<br>議 長 酒 井 隆 明 理事長 |
| 出席者の報告    | 草田総務課長から報告を行った。<br>出席者 4 名、書面出席者 7 名                   |
| 理事会成立宣言   | 酒井議長が宣言した。<br>規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言        |
| 議事録署名人の選任 | 規約第 35 条の規定により、岡田副理事長が指名された。<br>議事録署名人 岡 田 康 裕 副理事長    |
| 議 事       | 永井事務局長から説明及び報告を行った。<br>・ 報告事項 ( 3 件)<br>・ 議決事項 (12 件)  |
| 閉 会       |                                                        |

## 7 議事（要旨）

草田総務課長

定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただ今から令和4年度第3回理事会を開会いたします。

酒井理事長

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長からご挨拶を申し上げます。

皆さんこんにちは。

本日は、令和4年度第3回理事会のご案内を申し上げましたところ、皆様方におかれましては、お忙しい中、また寒い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

コロナの方もだいぶ落ち着いてきているようでありますけれども、引き続き注意していきたいと思っています。

国保連合会を取り巻く状況としましては、「次期国保総合システムのクラウド化」に伴う経費の問題がありますが、5年度予算として要求していた57億円については、昨年末に、今年度の補正予算として承認され満額確保されました。

引き続き、令和6年度からの運用経費については、まだ課題がありますので、取り組んでいきたいと思えます。

本日の議事は、報告事項が3件、理事会議決事項が7件、総会に提出するための議案が5件でございます。

どうかよろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

草田総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、酒井理事長にお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事の進行にご協力をお願いいたします。

本日の出席状況について、事務局に報告を求めます。

草田総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者4名、代理出席を含め、書面出席7名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

酒井議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第35条の規定により、議長が指名することになっておりますので、加古川市長の岡田副理事長さんにお願いいたします。

岡田副理事長

はい。

酒井議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として、報告第7号「役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」から報告第9号「職員服務規程の一部を改正する規程

永井事務局長

の制定について」を報告いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長の永井でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、「令和4年度 第3回 兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議案」に基づき、説明させていただきます。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」につきましては以下、「本会」と略させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

報告第7号から第9号につきましては、本会規約第34条の2の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございませんでしたので、令和4年12月14日及び令和5年1月4日に理事長専決処分を行ったものでございます。

それでは、報告第7号「本会役員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、期末手当に係る支給割合を記載のとおり改正したもので、令和4年12月14日から施行し、令和4年4月1日から適用でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第8号「本会職員給与規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の給与等に関する条例」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

9ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、(1)給料表の給料月額を改定するものと、(2)勤勉手当の支給割合を記載のとおり改正したもので、令和4年12月14日から施行し、令和4年4月1日から適用でございます。

23ページをお願いいたします。

報告第9号「職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」でございます。

制定理由は、兵庫県の「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正」の改正内容に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

24 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、長期勤続休暇の取得対象期間を記載のとおり拡充するもので、令和 5 年 1 月 4 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から適用でございます。

以上、報告第 7 号から第 9 号の説明を終わります。

酒井議長

報告第 7 号から報告第 9 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、令和 4 年度関係議案、議案第 12 号「歳入歳出予算補正について」及び議案第 13 号「ICT 積立資産の処分限度額について」を一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 30 ページをお願いします。

議案第 12 号「令和 4 年度本会歳入歳出予算補正について」でございます。提案理由は、診療報酬等の実績等を勘案し、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

31 ページをお願いいたします。

令和 4 年度一般会計及び特別会計別予算補正の概要についてでございます。

「1 補正の概要」でございますが、

(1) 各特別会計における診療報酬等支払勘定につきましては、診療報酬等の実績による必要な予算補正を行うものでございます。

(2) 一般会計及び各特別会計における業務勘定につきましては、実績等による必要な予算補正を行うもの、令和 5 年度以降の各種システムのクラウド化や、審査支払システムの社会保険診療報酬支払基金との共同開発等により見込まれるシステム経費の増大に対する財源確保のため、ICT 積立資産及び財政運営準備金への積立てを増額するもの、想定外の退職者の退職手当に対し充当したことによる退職給付引当資産の減少額の一部を補うため、退職給付引当資産への積立を増額するものでございます。

「2 会計別予算補正額」ですが、最下段の合計をお願いいたします。

補正前の額 1 兆 9,169 億 5,232 万 5 千円、

補正額 17 億 2,094 万 5 千円の減、

補正後の額 1 兆 9,152 億 3,138 万円、

補正前との比較 99.9%でございます。

次に、各会計の予算補正でございますが、限られた時間でもございますので、お手元の「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

それでは、概要版の1ページをお願いいたします。

「(1) 一般会計」でございます。

補正額 17億5,622万8千円の減、

補正後の額 54億8,026万8千円、

補正前との比較 75.7%、

主な補正理由は、歳入の県支出金、歳出の事業費の減でございます。

2ページをお願いいたします。

「(2) 診療報酬審査支払特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 8,398万9千円の増、

補正後の額 39億4,727万5千円、

補正前との比較 102.2%、

主な補正理由は、歳入の手数料、歳出の積立金の増でございます。

3ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 2億6,163万7千円の減、

補正後の額 4,447億8,582万6千円、

補正前との比較 99.9%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の診療報酬等受入金及び支出金の減でございます。

4ページをお願いいたします。

「(3) 介護保険事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2,149万円の減、

補正後の額 36億8,626万6千円、

補正前との比較 99.4%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の主治医意見書料等受入金及び支出金の減でございます。

5ページをお願いいたします。

「イ 介護給付費等支払勘定」でございます。

補正額 22億5,000万円の減、

補正後の額 4,854億9,000万2千円、

補正前との比較 99.5%、

主な補正理由は、歳入及び歳出の介護予防・日常生活支援総合事業費受入金及

び支出金の減でございます。

次に、「ウ 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

補正額 850 万円の増、

補正後の額 42 億 9,766 万 2 千円、

補正前との比較 100.2%、

補正理由は、歳入及び歳出の公費負担医療等受入金及び支出金の増でございます。

6 ページをお願いいたします。

「(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

補正額 1,223 万 5 千円の増、

補正後の額 2 億 1,968 万 5 千円、

補正前との比較 105.9%、

主な補正理由は、歳入の手数料、歳出の諸支出金の増でございます。

7 ページをお願いいたします。

「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

補正額 1,117 万 4 千円の増、

補正後の額 1 億 6,788 万 4 千円、

補正前との比較 107.1%、

主な補正理由は、歳入の繰越金、歳出の諸支出金の増でございます。

8 ページをお願いいたします。

「(6) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「ア 業務勘定」でございます。

補正額 2,448 万 8 千円の減、

補正後の額 34 億 6,882 万 1 千円、

補正前との比較 99.3%、

主な補正理由は、歳入の繰入金、歳出の総務費の減でございます。

9 ページをお願いいたします。

「イ 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正額 24 億 7,700 万円の増、

補正後の額 8,061 億 8,516 万 3 千円、

補正前との比較 100.3%

主な補正理由は、歳入及び歳出の後期高齢者医療診療報酬受入金及び支出金の増でございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして、114 ページをお願いいたします。

議案第 13 号「令和 4 年度本会 ICT 積立資産の処分限度額について」でございます。

提案理由は、国保中央会において開発・改修される国保総合システムに係る財源として徴収される国保総合システム開発負担金の支払いに充当するため、この議案を提案するものでございます。

115 ページをお願いいたします。

別記でございます。

国保総合システム開発負担金の支払いへの充当額を増額するため、処分限度額を 8 億 734 万 4 千円に変更いたします。

処分時期については、令和 5 年 3 月でございます。

以上、議案第 12 号及び議案第 13 号の説明を終わります。

なお、補正予算につきましては、別に参考資料 1 として「令和 4 年度収支補正予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

酒井議長

議案第 12 号及び議案第 13 号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、議案第 12 号及び議案第 13 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

議案第 12 号及び議案第 13 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

続きまして、令和 5 年度関係議案に入ります。

議案第 14 号「財務規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第 19 号「負担金及び手数料の単価について」までを一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 116 ページをお願いいたします。

議案第 14 号「本会財務規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、財務規則の各規定に定める様式の変更等、所要の整備を行うため、この議案を提案するものでございます。

117 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、財務規則の各規定に定める様式の変更等、所要の整備を行うもので、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日で、改正後の規定は、令和 5 年度の予算から適用し、令和 4 年度以前の予算については、なお従前の例によるものとします。

149 ページをお願いいたします。

議案第 15 号「本会診療報酬審査支払規則等の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由は、保険者等から徴収する各種手数料単価について、理事会の議決により定める額とすることに伴い、関係規則について所要の整理を行うためこの議案を提案するものでございます。

150 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、保険者等から徴収する各種手数料単価について理事会の議決により定める額とすることに伴い、記載の 9 つの規則について必要な事項を規定いたします。

施行期日は、記載のとおりでございます。

なお、各種手数料の単価については、後ほど議案第 19 号にて、ご説明させていただきます。

173 ページをお願いいたします。

議案第 16 号「本会負担金規程等の一部を改正する規程の制定について」でございます。

提案理由は、会員から徴収する負担金の単価について、先ほどの議案第 15 号と同様に、理事会の議決により定めることに伴い、関係規程について所要の整理を行うため、この議案を提案するものでございます。

174 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、会員から徴収する負担金の単価について、理事会の議決により定める額とすることに伴い、記載の 4 つの規程について必要な事項を規定いたします。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

なお、各種負担金の単価についても、各種手数料と同様、後ほど議案第 19 号にて、ご説明させていただきます。

185 ページをお願いいたします。

議案第 17 号「本会処務規程の制定について」でございます。

提案理由は、令和 5 年度からの文書管理システム導入に伴い、同システムに即した内容に改める必要があるため、この議案を提案するものでございます。

186 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、文書管理システムの導入に伴い、同システムに即した内容に改める必要があるため、現行の本会処務規程を、187 ページから 190 ページまでに記載のとおり、全部改正するもので、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。

191 ページをお願いいたします。

議案第 18 号「本会職員の定年等の整理等に関する規程の制定について」でございます。

提案理由は、兵庫県の「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」の制定等に準じて、関係規程について所要の整備を行うため、この議案を提案するものでございます。でございます。

192 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、兵庫県の「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」の制定に基づき、定年年齢が引き上げられたことに伴い、記載のとおり、(1) から (4) までの 4 つの規定を一部改正、(5) 「職員の定年等に関する規程」を新たに制定、(6) 「職員の再任用に関する規程」を廃止し、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。ただし、上記 1 の (2) 職員服務規程に係る別表中 22、193 ページの中段の不妊治療に係る特別休暇の一部改正については、令和 5 年 2 月 8 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から適用でございます。

222 ページをお願いいたします。

議案第 19 号「令和 5 年度本会負担金及び手数料の単価について」でございます。

提案理由は、令和 5 年度の各負担金及び手数料の単価を定めるためこの議案を提案するものでございます。

令和 5 年度の負担金及び手数料の単価を 223 ページから 228 ページまでの別記のとおりといたします。

223 ページの 2 手数料関係ですが、令和 5 年度から国がインボイス制度を導入することから、手数料関係の各単価は、消費税及び地方消費税を含まない単価を表記させていただきます。以降の手数料関係の単価も同様に表記しております。

なお、令和 4 年度から見直しを行う手数料については、令和 4 年 11 月 22 日に開催いたしました第 2 回理事会にてご説明させていただいておりますが、224 ページ、(3) 療養費に係る手数料の、イ 柔道整復師施術療養費（福祉医療費含む。）に係る手数料、のうち、「審査支払手数料」98 円、令和 4 年度比較で 5 円

引き上げさせていただきます。(5) 第三者行為損害賠償求償事務取扱手数料、  
(6) 第三者直接求償事務取扱に係る手数料は、それぞれ徴収する際には、消費税及び地方消費税を含めさせていただきます。227 ページ、第 3 障害者総合支援関係、1 手数料関係、(1) 審査支払手数料の 3 項目の 118 円、令和 4 年度比較で 2 円引き下げさせていただきます。その他は、令和 4 年度と同額でございます。

以上、議案第 14 号から議案第 19 号の説明を終わります。

酒井議長

議案第 14 号から議案第 19 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

( な し )

ないようでございますので、議案第 14 号から議案第 19 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

議案第 14 号から議案第 19 号までは、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

次に、議案第 20 号「令和 5 年度事業計画について」から議案第 22 号「退職給付引当資産等の処分限度額について」までを一括提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 229 ページをお願いいたします。

議案第 20 号「令和 5 年度本会事業計画について」でございます。

提案理由は、令和 5 年度の事業計画として、この議案を提案するものでございます。

230 ページをお願いいたします。

「令和 5 年度事業計画について」、「1 基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っております。

国保を取り巻く情勢は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が目前に迫る中、「勤労者皆保険」など被用者保険の適用拡大が進められており、国保被保険者の更なる減少に伴う保険財政等への影響が懸念されております。

一方、介護保険におきましては、令和 2 年度の介護給付費が 10 兆円を超えるなど、高齢化に伴いサービス利用者の増加と介護給付費の増加が見込まれており、給付の適正化などによる介護保険制度の持続可能性の確保が課題となっており、

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務につきましては、令和3年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の差異の解消やシステムの整合について取組が進められております。

また、平成30年度に都道府県化された国保制度につきましては、保険料水準の統一や事務の標準化が進められているところですが、国の方では「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、各市町は令和7年度までに国保を含む20業務についてガバメントクラウドへの移行が求められるなど、国保事務の標準化の動きが進んできております。

これらの情勢を踏まえまして、令和5年度の本会事業運営につきましては、医療費や介護給付費の適正化に係る審査支払業務に取り組むとともに、保険者ニーズを踏まえた積極的な保険者支援を進めるなど、以下の基本方針のもと諸事業を展開してまいります。

(1) 審査支払業務の充実・強化につきましては、審査の質の向上と効率化を行うなど、審査業務の充実・強化を図るとともに、円滑な支払業務に努めてまいります。

(2) 保険者支援事業の充実・強化につきましては、保険者ニーズを把握し、保険者事務の効率化や負担軽減に向けた各種支援事業の充実・強化に努めてまいります。

(3) 効率的な運営体制の確立につきましては、健全な財政運営を推進するとともに、組織に必要な人材を育成するなど、効率的な運営に努めてまいります。

231ページをお願いします。

## 2 主要事業の概要でございます。

(1) 審査支払業務の充実・強化といたしまして、アの「診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化」、イの「介護給付費等審査支払業務の充実・強化」、232ページ、ウの「障害者総合支援法関係業務等の充実・強化」につきまして、記載のとおり実施してまいります。

新たに、令和5年度取組として、231ページの(ウ)の資格確認業務の拡充は、資格喪失後の受診等のレセプトを、本会の一次審査時点で発見、返戻することで、給付の適正化を図るとともに、保険者の過誤処理事務の負担軽減を図ってまいります。

(エ)療養費等審査支払業務の充実・強化は、なお書きですが、あはき療養費の受領委任制度の導入に向けて検討してまいります。

次に、232ページの(2)保険者支援事業の充実・強化といたしまして、アの「共

同事業等の積極的な推進」、233 ページ、イの「保健事業等の積極的な展開」につきまして、記載のとおり実施してまいります。

新たに、令和 5 年度の取組として挙げておりますのは、232 ページの(イ) 国保事務の標準化・広域化に関する協議・検討で、既に令和 4 年度から検討会を設置し、検討を始めておりますが、令和 9 年度に向けて進められる市町保険者の保険料水準の統一と事務の標準化、令和 7 年度を目標年度とした「地方公共団体情報処理システムの標準化」等、今後の国保事務全体を効率化するため、国保事務の標準化と本会を活用した広域化(共同処理)について、兵庫県と連携のもと、保険者と具体的な協議を行ってまいります。

234 ページをお願いいたします。

(3) 「効率的な運営体制の確立」といたしまして、アの「各種電算システムの円滑稼働」、イの「持続可能な組織運営体制」について、記載のとおり実施してまいります。

235 ページは、令和 5 年度の主要事業体系表でございますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

237 ページをお願いいたします。

議案第 21 号「令和 5 年度本会歳入歳出予算について」でございます。

238 ページをお願いいたします。

「1 基本方針」でございます。

(1) 一般会計及び各特別会計における業務勘定の予算編成にあたりましては、良質な保険者サービスを確保した中で、手数料等の事業収入を基本財源に単年度収支の均衡を図ることを基本として、国保総合システム等各種システムのクラウド化への対応及び更改経費等、投資的経費に対しては補助金、減価償却引当資産及び I C T 積立資産を充当財源といたします。

(2) 歳入については、国庫補助金等を有効活用するとともに、取扱件数の減少等により収支均衡を図ることが困難な業務等においては、手数料等の単価を見直します。

(3) 歳出については、国保総合システムをはじめとした各種システムの更改経費や運用保守等の必要経費を見込んでおります。

(4) 各特別会計における支払勘定の予算編成にあたっては、社会情勢の変化や社会保障制度改革などの動向、及び令和 4 年度までの実績を勘案し、必要な費用を計上しています。

つづきまして、「2 会計別予算」でございます。

令和 5 年度の予算の総額は最下段でございます。

1兆9,606億4,994万6千円で対前年度予算比102.4%と見込んでおります。

次に、各会計の予算の詳細でございますが、「概要版」に基づき説明をさせていただきます。

概要版の10ページをお願いいたします。

令和5年度予算につきましては、各会計の合計、令和4年度当初予算との比較、対前年度比と、一般会計及び特別会計の業務勘定については、主な増減を説明させていただきます。

それでは、一般会計でございます。

5年度予算 6億8,930万3千円、  
4年度予算との比較 65億4,719万3千円の減、  
対前年度比 9.5%、  
主な増減は、

- ・KDBシステム更改に伴う経費の増
- ・介護職員処遇改善支援補助金等関連経費の皆減でございます。

11ページをお願いいたします。

「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。

5年度予算 37億7,907万7千円、  
4年度予算との比較 8,420万9千円の減、  
対前年度比 97.8%、  
主な増減は、

- ・国保総合システム等更改経費の増
- ・国保総合システム開発負担金の支払い終了に伴う国保中央会負担金の減でございます。

12ページをお願いいたします。

「診療報酬支払勘定」でございます。

5年度予算 4,361億2,706万3千円、  
4年度予算との比較 79億2,040万円の減、  
対前年度比 98.2%となっております。

13ページをお願いいたします。

「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

5年度予算 38億1,272万4千円、  
4年度予算との比較 1億496万8千円の増  
対前年度比 102.8%となっております。

主な増減は、

- ・ケアプランデータ連携システムの運用に係る業務関連経費の皆増
- ・負担金単価引き上げによる国保中央会負担金の増でございます。

14 ページをお願いいたします。

「介護給付費等支払勘定」でございます。

5 年度予算 5,106 億 4,000 万 2 千円、

4 年度予算との比較 229 億円の増、

対前年度比 104.7%となっております。

次に、「公費負担医療等に関する報酬等支払勘定」でございます。

5 年度予算 44 億 7,864 万 2 千円、

4 年度予算との比較 1 億 8,948 万円の増、

対前年度比 104.4%となっております。

15 ページをお願いいたします。

「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

5 年度予算 2 億 3,335 万 2 千円、

4 年度予算との比較 2,590 万 2 千円の増、

対前年度比 112.5%、

主な増減は、

- ・取扱件数増に伴う経費の増でございます。

16 ページをお願いいたします。

「障害介護給付費支払勘定」でございます。

5 年度予算 1,273 億 2,012 万 2 千円、

4 年度予算との比較 49 億 2,000 万円の増、

対前年度比 104.0%となっております。

次に、「障害児給付費支払勘定」でございます。

5 年度予算 362 億 9,040 万 2 千円、

4 年度予算との比較 32 億 4,000 万円の増、

対前年度比 109.8%となっております。

17 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

5 年度予算 1 億 8,235 万 5 千円、

4 年度予算との比較 2,564 万 5 千円の増、

対前年度比 116.4%、

主な増減は、

- ・取扱件数増に伴う経費の増
- ・端末等更改経費の増でございます。

18 ページをお願いいたします。

「特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定」でございます。

5 年度予算は、14 億 4,000 万 2 千円、

4 年度予算との比較は、増減なく、対前年度比 100%となっております。

次に「後期高齢者健康診査等費用支払勘定」でございます。

5 年度予算は、6 億 1,200 万 2 千円、

4 年度予算との比較は、増減なく、対前年度比 100%となっております。

19 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

5 年度予算 32 億 2,013 万 7 千円、

4 年度予算との比較 2 億 7,317 万 2 千円の減、

対前年度比 92.2%、

主な増減は、

- ・国保総合システム等更改経費の増

・国保総合システム開発負担金の支払終了に伴う国保中央会負担金の減でございます。

20 ページをお願いいたします。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

5 年度予算 8,318 億 2,476 万 3 千円、

4 年度予算との比較 289 億 1,660 万円の増、

対前年度比 103.6%となっております。

なお、予算につきましては、別に参考資料 2 として「令和 5 年度収支予算書」をお配りしておりますので、後程、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に「議案書」に戻りまして、318 ページをお願いいたします。

議案第 22 号「令和 5 年度本会退職給付引当資産等の処分限度額について」でございます。

提案理由は、本会が保有する積立金を処分するため、この議案を提案するものでございます。

319 ページの別記でございます。処分限度額でございますが、

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1 退職給付引当資産   | 5,000 万円、     |
| 2 保健事業積立金    | 1,000 万円、     |
| 3 財政調整基金積立資産 | 4 億 6,461 万円、 |

4 減価償却引当資産

3 億 2,721 万 2 千円、

5 ICT 積立資産

7 億 7,040 万 6 千円、

それぞれを処分限度額とし、処分時期につきましては、いずれも令和 5 年度内でございます。

以上、議案第 20 号から議案第 22 号までの説明を終わります

酒井議長

議案第 20 号から議案第 22 号までの説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、議案第 20 号から議案第 22 号までは、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

議案第 20 号から第 22 号は、国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の認定に付すことに決定いたします。

次に、議案第 23 号「通常総会の招集について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、議案書の 321 ページをお願いいたします。

議案第 23 号「第 144 回本会通常総会の招集について」でございます。

総会の招集は、本会規約第 33 条の規定に基づき、理事会の議決によることとなっておりますので、この議案を提案するものでございます。

322 ページでございますが、日時、令和 5 年 2 月 24 日、金曜日、午後 1 時 30 分から、場所は、本会 18 階大会議室でございます。

以上、議案第 23 号の説明を終わります。

酒井議長

議案第 23 号の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

( な し )

酒井議長

ないようでございますので、議案第 23 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

酒井議長

議案第 23 号は、規約第 33 条の規定により、理事会議決事項として決定いたします。

以上をもちまして、本日の理事会の議事は全て終了いたしました。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

草田総務課長

ありがとうございました。

閉会にあたりまして、副理事長の岡田加古川市長からご挨拶を申し上げます。

岡田副理事長

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、いずれの議案も提案どおりご承認いただき、誠にありがとうございます。  
す。

今後とも、役職員一同、国等の動きを見極めるとともに、本会を取り巻く情勢  
の変化に対応しつつ、保険者ニーズに対応した各種事業に積極的に取り組んでま  
いりたいと存じますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げ  
ます。

最後になりますが、皆様方の一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会の  
挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

草田総務課長

ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第3回理事会を閉会いたします。

それでは、理事の皆様には、2月24日の総会にご出席いただきますようお願い  
いたします。

本日はありがとうございました。

# 議 事 録 署 名

議

長

酒井隆明

議事録署名人

岡田康裕